

<費用補助対象外となる例 >

	補助対象外施設例		補助対象外となる理由
1	月会費（施設利用料金）にセキュリティーロッカー、水素水、セルフエステ、その他レンタル料金（タオル、ウェア）などが会費に含まれている場合	⇒	健保で料金の切り分けができないため補助対象外
2	施設の一部のみ利用可能な会員種別 （例：プール会員、ヨガ会員（ホットヨガ含む）、ピラティス会員、スパ会員、ゴルフ会員、サイクル会員、ランニング会員等）	⇒	スポーツ技能、健康、美容の増進のためや、リハビリ性、リフレッシュ性が強いいため補助対象外
3	パーソナルトレーニング、加圧トレーニング、ボルダリング、ヨガ全般、ピラティス、バレエ、プール、テニス、体操（トランポリン）、ゴルフストレッチ、ボクシング	⇒	マンツマン指導、スポーツ技能、健康、美容の増進のためや、リハビリ性が高いため補助対象外
4	施設内容を健保が確認できない施設 （例：フェイスブックの掲載のみ、チラシのみなど）	⇒	施設の詳細内容の確認が明確でないため補助対象外
5	アスリート育成、ボディビルディング、マッサージ、骨盤シェイプなどを月会費に含むもの	⇒	健保で料金の切り分けができないため補助対象外
6	オンライン会員は対象外	⇒	施設利用料ではないため